

**改正**

平成29年9月28日告示第122号

館林市婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、晩婚化及び未婚化が進む中、結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する事業又は結婚を推進するための事業を行う団体に対し、予算の範囲内において事業費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助事業を実施する市内の団体で、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条第1号に該当する団体
- (3) 公序良俗に反する団体
- (4) 営利を目的として結婚相手紹介事業を営む団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないとする団体

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業は、男女の健全な出会いの機会を提供する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 20歳以上の独身の男女を対象とすること。
- (2) 市民から男女同数を目標に参加者を広く募集し、参加者がおおむね20人以上であること。
- (3) 参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定すること。
- (4) 交付決定時において事業に着手していないこと。
- (5) その他市長が必要とする事項

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費で、次に掲げる経費を除いたものとする。ただし、参加者の飲食費は、補助対象経費の4分の1を限度とする。

- (1) 補助事業の実施の有無にかかわらず支出を要する経常的経費（人件費含む。）

- (2) 参加者の交通費及び宿泊費に係る経費
- (3) 事業実施のための会議等に係る飲食費
- (4) 備品購入費
- (5) その他補助事業に要する経費として市長が不相当と認めた経費  
(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助事業に要する経費のうち前条に規定する補助対象経費から参加費その他の収入額を控除した額とし、1事業につき20万円を限度とする。

- 2 同一年度における1団体当たりの補助金の限度額は、40万円とする。  
(交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、館林市婚活支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 団体概要説明書（別記様式第2号）
- (2) 館林市婚活支援事業事業計画書（別記様式第3号）
- (3) 収支予算書（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定及び通知)

**第7条** 市長は、補助金の交付申請があった場合は、速やかに書類等の審査を行い、相当と認めたときは、館林市婚活支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、その事業が終了したときは、遅滞なく館林市婚活支援事業実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（別記様式第7号）
- (2) 事業に要した費用の領収書の写し
- (3) 事業実施時の記録写真
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

**第9条** 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書に係る書類

等の審査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、館林市婚活支援事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（補助金交付請求の手続）

**第10条** 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、前条の規定による館林市婚活支援事業補助金額確定通知を受けたときは、遅滞なく館林市婚活支援事業補助金請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

**第11条** 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

**第12条** 市長は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 当該事業を中止したとき。
- （2） 虚偽の申請その他の不正行為によって交付決定を受けたとき。
- （3） 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

**第13条** 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、災害等市長がやむを得ないと認める理由により、当該事業を中止した場合についてはこの限りでない。

（守秘義務）

**第14条** 補助金の交付を受けた団体の代表者は、補助対象事業の実施に際して知り得た個人情報を適正に管理及び利用するとともに、参加者からの苦情等に対し誠意をもって自主的な解決に努めなければならない。補助対象事業の完了後においても同様とする。

（報告義務）

**第15条** 補助金の交付を受けた団体の代表者は、補助対象事業の実施年度及びその翌年度において、当該事業に参加した男女が結婚した場合は、市長へ報告しなければならない。

（その他）

**第16条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則**（平成29年 9 月28日告示第122号）

この要綱は、告示の日から施行する。

**別記様式第 1 号**（第 6 条関係）

**別記様式第 2 号**（第 6 条関係）

**別記様式第 3 号**（第 6 条関係）

**別記様式第 4 号**（第 6 条関係）

**別記様式第 5 号**（第 7 条関係）

**別記様式第 6 号**（第 8 条関係）

**別記様式第 7 号**（第 8 条関係）

**別記様式第 8 号**（第 9 条関係）

**別記様式第 9 号**（第10条関係）